

どういう遺言が無効に？

(Q) 自分で書いた遺言は無効になりやすいと聞きました。どうした場合に無効になりますか

(A) まず、形式面のルールをしっかり守らないと無効になります。自筆証書遺言について、民法では①遺言書の全文と日付を自分で書く②署名してハンコを押す—という決まりがあります。紙やペンの種類や、枚数、行数によって無効になることはありません。

遺言書につける財産目録はパソコンで打ってもかまいませんが、全ページに署名押印しなくてはなりません。

ん。訂正の仕方にも細かいルールがあり、間違いやすいことから、訂正するなら最初から書き直すことをお勧めします。

形式的には問題がなくても、「遺言能力がなかった」と相続人が訴え、裁判所が無効と判断するケースがあります。遺言能力とは、内容と結果を理解する能力です。認知症であっても、軽度や中等度であれば、遺言能力が認められる可能性があります。

無効にならなくても、書いてある内容が不明確だと、銀行などで手続きが煩



雑になります。どの財産を誰に相続させるのか、第三者にもわかるように明確に書きましょう。

遺産の不動産処分できない

(Q) 父の遺産の中に、相続人みんながもらいたくない土地があります。売ろうにも売れず困っています。

(A) 相続放棄すれば土地の名義人になることはありません。しかし、預貯金など他の財産を相続する権利も失います。

相続した後に買ってくれる人がいないなら、お金を払って引き取ってもらう方法があります。23年4月にスタートした相続土地国庫帰属制度です。

この制度では、10年分の管理費相当額を払えば、土地を国が引き取ってくれます。市街化調整区域の宅地なら1筆20万円です。

申請は土地のある法務局本局にします。建物があると申請できないなど要件があります。

相続土地国庫帰属は、「不動産」を自分の代で解消したいという方にとっては有効な制度です。

祖父の相続については、おじ、おば、そして父親の相続人のあなた、母親、妹の計5人で話し合い、土地を父親が相続することにします。次に、あなた、母親、妹の3人が話し合って、父親の土地をあなたが相続することにし、遺産分割協議書にまとめて、法務局に登記申請します。

遺産分割協議書は1通にまとめることも可能ですが、2通にした方がわかりやすいでしょう。登記申請

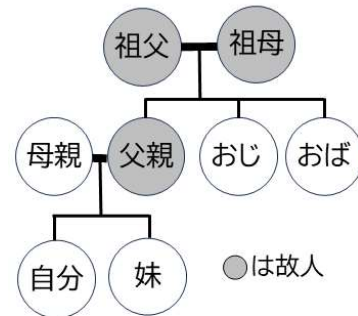
する際は、祖父、父親の戸籍関係書類のほか、相続人5人の印鑑証明書などが必要になります。

あれ！自宅の名義が祖父

(Q) 父親の相続手続きをしていて、自分が住んでいる家のある土地が祖父名義になっていることがわかりました。自分の名義にする方法を教えてください

(A) 祖父の相続人、父親の相続人全員が同意すれば、その土地をあなた名義にすることができます。

図のような家族で考えてみます。祖父の相続人は祖



母、父親、おじ、おばです。このうち祖母と父親は亡くなっています。

財産を渡したくない子が…

(Q) どうしても財産を渡したくない子がいます。どうしたらいいですか。

(A) 遺言書を書き、財産を渡したくない子供以外の人に財産を引き継ぐ方法があります。

この場合、その子供は、法

律的に認められた自分の取り分(遺留分)を、他の相続人に請求することができます。この請求をしない場合のみ、財産を渡さないことができます。

遺留分を含め確実に「渡さない」ためには、その子供

を廃除します。廃除とは、いふならば相続人の資格はく奪処分です。家庭裁判所に請求し、裁判官が判断します。廃除は戸籍にも記載されます。

廃除の要件は①虐待や重大な侮辱②著しい非行です。長期間の暴力・暴言、親の財産の多額の使い込みなどがそれに当たります。単

に「嫌い」「喧嘩した」程度では廃除は認められません。

遺言で廃除することもできます。どんな虐待などがあったのか、具体的に書いておきます。この場合は、遺言執行者が家庭裁判所に廃除の申し立てをします。

統計によると裁判所に廃除が認められるのは2割ほどしかありません。